

東京台湾華語センター

【グループレッスン就学規定】

重要事項ですので必ずお読みください。

2018/4/1

1. レッスン受講のシステム

各クラスごとに、カリキュラム、曜日、時間が決まっています。入学時に決定した受講クラスの曜日と時間に合わせて、出席してください。また同一週内に同じレベルのクラスがある場合においても、在籍するクラス（1つ）を決定していただきます。

2. クラスの定員

1クラスの定員は6名です。但し、振替レッスンの受講生を加えた場合には、各クラスの定員は7名以内とします。**振替レッスンの受付は事務局へのお申し出の先着順**となります。振替レッスンのご希望者が多い場合には受講できないこともありますので、ご注意とご了承をお願い致します。また6名の定員に満たないクラスの場合、クラスを見学される方や新しくクラスに入られる方がいますので、ご理解とご了承をお願い致します。

3. 予約、キャンセル、欠席に関して

全てのクラスの日時（スケジュール）は固定されています。振替レッスンのお手続きをせずに、レッスンを欠席された場合は、理由の如何に関わらず受講したものとみなし、代替また振替レッスンはありません。またグループレッスンは、ハオネットキャンパスからの予約及びキャンセルはできません（無効となります）ので、ご注意ください。

4. 振替レッスン

同一週内に同じレベルのクラスが存在する場合にのみ、振替レッスンをご利用できます。その場合は、前日の開校時間内（前日が休日の場合は前々日の開校時間内）に、振替レッスンを希望される旨、事務局までご連絡ください。**当日または、在籍クラスのレッスン開始時間を過ぎた場合のご連絡は、いかなる理由においても受付られませんので、ご注意ください。**また同じレベルのクラスが在籍クラスよりも、週の中で早く開講される場合においては、その同レベルクラスのレッスン開始時間を過ぎた時点において、週内での振替レッスン及び代替レッスンは受付できません。ご注意ください。
※同一週内のスタート曜日は日曜日からとなります。
※振替レッスンを受講できるのは、入学された学校に限定されています。他の学校での受講はできません。

5. 振替レッスン数の制限

同一週内にある同じレベルのクラスにて振替レッスンを受講できるのは、**月2回まで**となっています。

6. レッスンへの遅刻

レッスン時間に遅刻された場合、受講時間の延長はできませんので、ご注意ください。

7. レッスンが祝祭日の日と重なった場合

在籍クラスのレッスンが祝祭日にあたる場合、自動的に同一週内の同じレベルのクラスにて振替レッスンを受講していただけます。この場合に限り、**クラスの定員は8名まで**とさせていただきます。また、同一週内に同じレベルのクラスがない場合には、当校が決定した日時に振替レッスンを行います。

8. レッスン曜日・時間の変更

各クラスはテキスト1冊を終わるごとに、次のレベルへと進みます。レベルが変わるごとに、新しいクラスのレッスン曜日や時間が変わることがありますので、ご了承ください。

9. 在籍クラスの途中変更

在籍クラスと同じレベルのクラスへの変更（移籍）は可能ですが、希望されるクラスに空き席がある場合に限られます（各クラス6名まで）ので、ご了承ください。

10. クラスの閉鎖

クラスの在籍人数が3名となり3名になった日から3ヶ月過ぎても受講生が4名以上にならない場合は、クラスの閉鎖、あるいは他のクラスへ統合することもあります。あらかじめご了承ください。またクラス閉鎖に伴い、クラス変更（統合）を調整する際に、受講生の希望の通りにクラス調整が行えない場合もあります。その結果として受講契約を解除される場合には、**未受講分の受講料を全額返金**いたします。

11. 休学制度

長期出張・入院など特別な理由がある場合、最長1ヶ月の単位で下表の通り休学が認められます。休学期間中の受講料は保全されますが、休学期間を経過しますと消化扱いとなりますので、ご注意ください。また、休学中、在籍クラスのカリキュラムは進行しています。休学中に受講できなかったカリキュラムは、キャッチアップレッスン（マンツーマン/50分/4,320円）で補われることをお勧め致します。

契約期間	休学申請可能回数
3ヶ月以下	なし
3ヶ月を超えて6ヶ月以下	1回
6ヶ月を超えて12ヶ月以下	2回

12. 休校日

年間の休日は、日・祝日、及び春休み（ゴールデンウィーク）、夏休み、冬休み（年末年始）それぞれ1週間程度となります。日程は事前に掲示し、お知らせいたしますので各自でご確認をお願いします。

13. コース変更、受講権の譲渡

契約したレッスンの受講が、受講生の事情により継続できない場合の措置として、当校了解の上でお申し出時点での残受講料を、以下のように『コース変更』もしくは『受講権譲渡』を行うことができるものとします。

i: コース変更・・・他コースの受講料や教材の購入費用に充当し、コース変更ができるものとします。

ii: 受講権譲渡・・・未受講分の受講料を第三者（親族、友人、知人等）に譲渡できるものとします。

上記 i、ii、いずれの処置も不可能な場合は、未受講分の受講料の解約返還請求ができるものとします。

尚、解約返還金は別紙『受講約款』上の返金規定に基づき計算されるものとします。

14. 受講契約の更新手続き

受講契約期間の終了の2ヶ月前より契約の更新手続きを行います。その際には当校事務局よりご案内を差し上げます。また、受講契約が終了した時点で、受講者が3名以下のクラスの場合は、“グループレッスン”としての再開講が難しいため、そのクラスは閉鎖になることがあります。本規定10条ご参照下さい。

15. 復学の手続き

受講契約上の有効期限の終了と同時に、当校の在籍は抹消されますが、当校のどの校舎へ復学する場合も、事務局に過去の通学歴をお知らせいただくことで、最終の受講契約の有効期限日より2年間は再入学手続き費用（10,800円）は免除されます。

16. 届け出事項の変更

ご住所・電話番号（ご自宅・携帯電話・勤務先）・お勤め先または学校名に変更がありましたら、必ず当校の事務局まで届け出をお願いします。

17. その他

天災・災害のために当校が休校・休講を決定した際に、ご予約いただいたレッスンが受講できなかった場合には、振替レッスンをご提供致します。ただし、返金はいりませんのでご了承下さい。なお、休校・休講の判断は、公的機関の発表による天気予報、交通機関の乱れ、公立学校の休校状況などを参考にし、総合的に判断して当校が決定いたします。休校・休講は、いろいろな側面から判断するため、当日の授業開始ぎりぎりまで時間を要することもあります。休校・休講が予想される事態が起きた際には、在籍校にお電話でお問い合わせ頂くか、当校のホームページをご確認ください。

当校の受講生は、良識ある社会人・学生として振る舞っていただく必要があります。他の受講生・教師・スタッフへの違法行為や迷惑行為（暴力・セクシャルハラスメント・当校の許可のない営業活動・宗教活動・当社社員との学校外での個人的な交流等）があった場合、また学校の運営に支障を来すような行動をとった場合には退学していただくこともあります。その場合、受講料など一切の費用の返還はいたしません。また当校の施設や備品に損害を与えた場合は、損害賠償を求めますので、あらかじめご了承ください。

以上